

第 61 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

令和元年 10 月 28 日（月） 13 : 00 ~ 14 : 55

2. 開催場所

NBF ユニックスビル 8 階第 3 会議室

3. 出席者

【評 議 員】上石評議員、五十嵐評議員、伊勢評議員、大村評議員、吉川評議員、
十河評議員（議長）、村上評議員、渡邊評議員（五十音順）

4. 議題

- (1) 令和 2 年度保険料率について
- (2) 令和元年度上期の福島支部事業の進捗について
- (3) 令和 2 年度支部保険者機能強化予算案について
- (4) その他

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より評議会には評議員 9 名中 8 名が出席、全国健康保険協会評議会規程第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

【その他】

本部企画部よりオブザーバーとして安田企画部次長が出席。

(1) 令和 2 年度保険料率について

評 議 員 保険料率の考え方の中で、中長期的な視点という表現があるが、具体

的には何年くらいを指すものなのか。

事務局 団塊の世代が後期高齢者に達し、社会保障費の急増が懸念される2025年問題のあたりまでは十分に視野に入れておく必要があることから、5～8年、或いは10年程度とみている。

評議員 中長期は5～8年程度を指すとのことだが、その後平均保険料率は10%を超える可能性もあるという認識でよろしいか。

事務局 お示した10年間の準備金残高の見込みのとおり、前提条件に大きな変更がなければ、平均保険料率は将来10%を上回る可能性が高い。

評議員 収支見通しについて、数年前に示された収支見通しと現状の収支が大きく異なり、上振れしている状況である。収支見通しは、賃金上昇率や医療費の動向等を考慮する必要があると認識しているが、今回示した収支見通しについて、事務局はどの程度の信頼を置いているのか。

事務局 ご指摘のとおり、これまでの収支見通しのほとんどが上振れしている。上振れの原因としては、試算後に行われることとなった制度改正や診療報酬改定の影響、被保険者数の増加による保険料収入の増加等があげられる。しかしながら、今後、後期高齢者支援金の大幅な増加等が見込まれることから、将来的には非常に厳しいとの見方に変わりない。

(事務局回答に対する数字の裏付け等)

- ・後期高齢者支援金について、全面総報酬割の導入により、一時的に伸びは抑制されていたが、今後は毎年1,000億円程度の増加が見込まれている。

- ・加入者数について、75歳未満の人口が減少しているにもかかわらず、協会けんぽでは設立以降増加している状況だが、いずれは健康保険組合等と同様に減少に転じると見込んでいる。

・被保険者数について、ここ数年は日本年金機構の適用拡大の影響で増加してきたが、最近では伸び率が鈍化してきている。

評 議 員 将来的な被保険者数については、日本人の生産年齢人口の減少というマイナスの要因に加えて、外国人労働者の増加というプラスの要因もあるという認識でよいか。

事 務 局 ご認識のとおりであるが、外国人労働者の影響は現時点では限定的なものではないかと考えている。

評 議 員 短時間労働者の適用拡大もあり、会社の負担は増えている状況である。準備金残高が積み上がっている状況を見れば、単年度収支を前提として保険料率を下げたいという思いはあるが、後期高齢者支援金の増加等の将来の厳しい予測を示されると、平均保険料率 10%維持はやむを得ないと考える。

評 議 員 福島支部評議会としては、中長期的な観点から平均保険料率 10%を維持するという方向性に異論はないということによろしいか。

(了承)

(2) 令和元年度上期の福島支部事業の進捗について

評 議 員 重症化予防対策については、従業員並びに事業主の双方が医療機関受診の重要性を理解することが必要と考える。

事 務 局 業務命令のような形で強制力を働かせることができる健康保険組合(単一)とは異なるため、取り組みが難しい事業ではあるが、対象者に加えて事業主にも働きかける等、受診率の向上に努めていきたい。

評 議 員 忙しくて時間が取れないことを理由に受診しない人が多いというこ

とから、重症化予防のポイントは事業主と従業員の関係性であると考ええる。医療機関受診後に対象者から事業主へ報告させる等、関係性を密にするような仕組みを構築する必要があるのではないか。

事務局 福島支部としては、まずは事業主に対する広報を確実に進めていきたいと考えている。また、重症化予防事業の対象者の約4割が特定保健指導対象者であることから、特定保健指導に併せて対象者並びに事業主に対してもアプローチしていきたいと考える。

(3) 令和2年度支部保険者機能強化予算案について

評議員 健康事業所宣言事業所への取組支援（出前講座の提供）について、事業の概要としては、スポーツジムのインストラクター等が事業所に向いて運動指導を行うという認識でよろしいか。

事務局 ご認識のとおり。複数のスポーツジム等から運動等に関する様々なメニューを提案してもらい、事業所側から従業員のニーズに合ったメニューを選択してもらおう事業を考えている。

評議員 今年度実施している血管年齢測定器の貸出事業は、事業所側のニーズが高いと感じているが、来年度も継続するのか。

事務局 血管年齢測定器の貸出事業については、健康事業所宣言事業所における従業員の健康意識の醸成を目的として前年度、並びに今年度の2年間実施してきたが、来年度は廃止し、代わりに出前講座の提供を実施する。ただし、来年度以降、事業所からの強い要望等があれば、令和3年度以降の実施を改めて検討していく。

評議員 健康事業所宣言事業所における従業員の健康意識の醸成を目的とす

るのであれば、より多くの事業所に対して事業を広めていかなければならないと考える。出前講座に加えて、運動講座の内容等を盛り込んだ DVD 等を配布し、活用してもらうことも有効であると考えている。

評 議 員 出前講座は特定の日時、場所へ従業員を集めるという形を前提にしているが、業種や規模によっては実施が非常に困難であると思う。出前講座にプラスアルファ（DVD の配布等）の工夫があれば、事業所としても受け入れやすいのではないかと。

事 務 局 DVD に限らず、他支部では YouTube を活用した事業を展開している事例もある。福島支部としても、今後検討していきたい。

評 議 員 私個人の見解として、個人でスポーツジム等を利用するということは、健康づくりに向けた個人の努力であると捉えることができる。この努力を促すための補助を一律に認めないというのは違和感を覚える。もう少し柔軟な発想があっても良いのではないかと。

事 務 局 仮に支部被保険者の 3% が利用するとしても、1 万人以上が対象となり、予算として高額なものになってしまう等、加入者の理解を得ることは難しいと考えている。福島支部としては、福島健民アプリや健民カードの周知広報等を通じた運動の推進等、現実的な取り組みを推進していきたい。

(4) その他

意見等特になし